

「振動工具取扱い作業従事者教育」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
(鹿児島労働局登録教習機関)

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
Tel (099)257-9211 Fax (099)257-9214

1 教育の目的

振動障害を予防するための国際標準との調和を図るため、平成21年7月10日付けで振動障害予防対策指針が改正され、新たに「日振動ばく露量A(8)」等に基づく作業管理などが必要とされたところですが、この新たな指針に基づく適切な作業管理などについて教育を行うものです。

2 教育対象者

- ・ 建設現場等において、振動工具（チェーンソーを除く：別表参照）を取り扱う全ての労働者
- ・ 事業場の安全衛生管理担当者等

3 教育日時及び会場

平成23年6月27日（月） 12:30～17:15	鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町6-10)
平成23年10月31日（月） 12:30～17:15	鹿児島県建設センター
平成24年2月29日（水） 12:30～17:15	鹿児島県建設センター

4 教育科目及び時間（途中休憩含む）

研修科目	時間	時間割	講師
振動工具に関する知識	1時間	12:30～13:30	当支部 専属講師
振動障害及び その予防に関する知識	2.5時間	13:40～16:10	
関係法令等	0.5時間	16:15～16:45	
演習 「日振動ばく露量A(8)」の算出	0.5時間	16:45～17:15	
合計		4.5時間	

5 受講料及びテキスト代

- ・ 研修受講料は、6,500円です。ただし、別途、テキスト代1,200円が必要です。
- ・ 建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代は当支部負担のため受講料のみとなります。

6 申込み方法（申請書に記載された個人情報、本教育の目的以外に使用することはありません。）

- ・ 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申込みください。
- ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は原則として返還できませんので、ご承知置きください。
- ・ 送付する場合は、現金書留でお願いします。

7 申込み・問合わせ先（受講希望日の1ヶ月から2週間前までに申し込んでください。）

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

（〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211 ）

8 募集定員

- ・ 定員は100名以内となっています。
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

9 修了証の交付等

本研修修了者には、「振動工具取扱い作業従事者教育修了証」を交付します。

【別表】 チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指针对象工具

- (1) ピストンによる打撃機構を有する工具
（[1]さく岩機、[2]チップングハンマー、[3]リベッティングハンマー、[4]コーキングハンマー、[5]ハンドハンマー、[6]ベビーハンマー、[7]コンクリートブレイカー、[8]スケーリングハンマー、[9]サンドランマー、[10]ピックハンマー、[11]多針タガネ、[12]オートケレン、[13]電動ハンマー）
- (2) 内燃機関を内蔵する工具（可搬式のもの）
（[1]エンジンカッター、[2]ブッシュクリーナー）
- (3) 携帯用皮はぎ機等の回転工具（(5)を除く。）
（[1]携帯用皮はぎ機、[2]サンダー、[3]バイブレーションドリル）
- (4) 携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具
（[1]携帯用タイタンパー、[2]コンクリートバイブレーター）
- (5) 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤（使用する研削といしの直径が150mmを超えるものに限る。）
- (6) 卓上用研削盤又は床上用研削盤（使用するといしの直径が150mmを超えるものに限る。）
- (7) 締付工具
（[1]インパクトレンチ）
- (8) 往復動工具
（[1]バイブレーションシャー、[2]ジグソー）